

令和3年度 徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の変更点について

教 職 員 課

令和3年度教員採用候補者選考審査における変更について

教職員課

1 募集対象及び出願資格の変更

- 「身体に障がいのある者を対象とした選考」を設け採用予定数を5名程度とし、別枠で選考を行う。
- 高等学校教諭に「大学・大学院推薦による特別選考」を導入し、一次審査を免除する。令和3年度審査は、「情報」「水産」「福祉」の各教科において実施する。
- 「本県での教職経験を有する者を対象とした選考」で、「介護、育児、家族の転勤等による転居を理由とした退職者」は一次審査を免除する。

教員を志望する障がい者の雇用を促進する観点から、「身体に障がいのある者を対象とした選考」は、別枠で選考を行います。

新学習指導要領への対応、高等学校の専門教科の教員確保に向け、高等学校教諭に「大学・大学院推薦による特別選考」を導入し、一次審査を免除します。令和3年度審査は、「情報」「水産」「福祉」の各教科において実施します。

本県での教職経験を有し、介護、育児、家族の転勤等による転居を理由としてやむを得ず退職した人の教職復帰を想定し、「本県での教職経験を有する者を対象とした選考」で、「介護、育児、家族の転勤等による転居を理由とした退職者」は一次審査を免除します。

2 英語の資格に関する基準の変更及び加点申請制度の拡大

- 英語に関する資格の基準を『「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」文部科学省（平成30年3月）』（以下、対照表という。）【別紙】に掲載されているものに変更する。
（変更前）英検一級相当 → （変更後）英検一級などのCEFR C1相当
（変更前）英検準一級相当 → （変更後）英検準一級などのCEFR B2相当

○小学校教諭受審者で、文部科学省が示す「一定の英語力」を有する受審者に対して、一次審査の総合点に加点するとともに、二次審査の英語実技を免除する。

＜加配定数を活用して配置される小学校英語専科教員に求める一定の英語力＞

- ①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
 - ②2年以上のALT（外国語指導助手）の経験者（※）
 - ③英検準1級などのCEFR B2相当以上の英語力を有する者（※）
 - ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者（※）
- （※）小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

「出願資格」や「加点申請制度」の対象になる英語の資格に関する基準を「対照表」に掲載されているものに変更し、活用できる資格・検定試験を拡大します。これまでの「英検1級相当」を「英検1級などのCEFR C1相当」に、「英検準1級相当」を「英検準1級などのCEFR B2相当」に、それぞれ変更します。英語4技能を評価できる資格・検定試験を活用することにより、外国語教育に必要な英語力を身に付けた優秀な人材の確保につなげます。

令和2年度から小学校での外国語活動が全面実施され、小学校における外国語教育に必要な英語力を身に付けた教員が求められています。文部科学省が示す「加配定数を活用して配置される小学校英語専科教員に求める一定の英語力」を有する受審者に対して、一次審査の総合点に加点するとともに、二次審査の英語実技を免除することで、優秀な人材の採用促進を図ります。

3 審査内容の軽減

- 中学校・高等学校教諭「保健体育」一次審査の水泳実技を廃止する。
- 特別支援学校教諭（基礎免許状が「音楽」「美術」「保健体育」の者）の一次審査の実技審査を廃止する。

受審者の負担軽減の観点から、中学校・高等学校教諭「保健体育」一次審査の水泳実技を、特別支援学校（中・高等部）教諭の基礎免許状が「音楽」「美術」「保健体育」の者の一次審査の実技審査を、それぞれ廃止します。

各資格・検定試験とCEFRとの対照表

文部科学省（平成30年3月）

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP CBT	TOEFL iBT	TOEIC L&R/ TOEIC S&W
C2	230 200 (230) (210)	C2 Proficiency (180)	各試験CEFR 算出範囲 (1400)	9.0 8.5			
C1	199 180 (190)	C1 Advanced (180)	1400 1350 (3299)	8.0 7.0	400 375 800	120 95	1990 1845
B2	179 160 (170)	B2 First / for Schools (160)	1349 1190 (2599)	6.5 5.5	795 600 374 309	94 72	1840 1560
B1	159 140 (150)	B1 Preliminary / for Schools (140)	1189 960 (2299)	5.0 4.0	595 420 308 225	71 42	1555 1150
A2	139 120 (120)	A2 Key / for Schools (120)	959 690 (1949)		415 235 224 135		1145 625
A1	119 100 (100)	各試験CEFR 算出範囲 (100)	689 270 (1699)				620 320

□▶は各級合格スコア

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

- 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。
- ※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。
- ※ TOEIC L&R/ TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にして合算したスコアで判定する。
- ※ 障害等のある受検生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。